

下記物件は還付不能につき、関税法第 134 条第 2 項の規定に基づき公告する。

なお、公告の日から 6 月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は関税法第 134 条第 3 項の規定により国庫に帰属する。

令和 8 年 1 月 13 日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

1. 還付物件の品名・数量

番号	品 名	数量	備考
1	金製品	1 点 1,000.07 グラム	目録番号 1
2	スマートフォン（透明ケース付のもの）	1 枚	目録番号 2

2. 差押えの年月日及び場所

令和 6 年 6 月 26 日

長崎県佐世保市針尾北町 342 番地 2

佐世保クルーズセンター入国管理室内口頭審理室 2

3. 所持者の氏名及び住所又は居所

氏名 朱 露飛

住所又は居所 不詳

以上